

協議第9号

各種事務事業の取扱い（社会福祉関係）

各種事務事業の取扱い（社会福祉関係）について提案する。

平成16年1月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 3 - 4 各種事務事業の取扱い（社会福祉関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-3-4	各種事務事業の取扱い(社会福祉関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(公共的団体等)	新市の一体性の確保のため、統合・再編等を働きかけるものとする。
2. 附属機関等	新市においても必要であることから、統合又は存続するものとする。
3. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 生活保護事務	合併時に石狩市に合わせるものとする。
5. その他社会福祉関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 関係団体(公共的団体等)(第8回現況調書61、62、72、73ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会 日本赤十字社北海道支部石狩市地区 石狩市献血推進協議会	社会福祉法人 厚田村社会福祉協議会 日本赤十字社北海道支部石狩支庁地区厚 田村分区 厚田村献血推進協議会	社会福祉法人 浜益村社会福祉協議会 日本赤十字社北海道支部石狩支庁地区浜 益村分区 浜益村献血友の会	新市の一体性の確保の ため、統合・再編等を 働きかけるものとし る。

2. 附属機関等(第8回現況調書63、64 ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関等	石狩市民生委員推薦会 石狩市社会福祉審議会	厚田村民生委員推薦会	浜益村民生委員推薦会	新市においても必要で あることから、統合又 は存続するものとし る。

3. 補助金等(第8回現況調書58~62、67、68、77~81ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
民生委員児童 委員協議会 補助金	石狩市民生委員児童委員連合協議会補助金 (内容)委員として必要な知識や技術を習得 させる活動を実施している協議会に対し補 助する。	厚田村民生委員児童委員協議会運営事業補助金 (内容)委員として必要な知識や技術を習得 させる活動を実施している協議会に対し補 助する。	浜益村民生委員児童委員協議会補助金 (内容)委員として必要な知識や技術を習得 させる活動を実施している協議会に対し補 助する。	3市村の補助内容にほ とんど差異がないこと から、合併時に石狩市 の制度に合わせるもの とする。
社会福祉協議 会補助金	石狩市社会福祉協議会補助金 (内容)社会福祉協議会に対し、事務費と事 業費を補助する。	厚田村社会福祉協議会補助金 (内容)社会福祉協議会に対し、事務費と事 業費を補助する。	浜益村社会福祉協議会補助金 (内容)社会福祉協議会に対し、事務費と事 業費を補助する。	
遺族会補助金	石狩市遺族会補助金 (内容)遺族会に対し、事業費を補助する。	厚田村遺族会補助金 (内容)遺族会に対し、事業費を補助する。	浜益村遺族会補助金 (内容)遺族会に対し、事業費を補助する。	
社会福祉法人 等助成	石狩市社会福祉法人等助成 (内容)社会福祉法人や公益法人が実施する 福祉事業に対し助成する。	厚田村社会福祉法人助成 (内容)社会福祉事業の健全な発達を図るた めに、社会福祉法人に対し助成する。	浜益村社会福祉法人助成 (内容)社会福祉事業の健全な発達を図るた めに、社会福祉法人に対し助成する。	
民間社会福祉 施設等整備 補助金	石狩市民間社会福祉施設等整備費補助金 (内容)社会福祉法の規定に基づく社会福祉 事業を行うのに必要な施設の整備を行う社 会福祉法人等に対し補助する。	該当なし	該当なし	

(3 . 補助金等のつづき)

<p>まちかどサポートセンター 運営支援事業 補助金</p>	<p>まちかどサポートセンター運営支援事業 補助金 (内容)町内会、地域のボランティア等の団 体が高齢者、児童、障害児(者)の支援とし て地域で実施する事業に対し助成する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>新市においても必要で あることから、合併時 に石狩市の制度に合わ せるものとする。</p>
<p>ウタリ住宅新 築資金等貸付</p>	<p>石狩市ウタリ住宅新築資金等貸付 (内容)ウタリに対し住宅の購入等又は住宅 の用に供する土地の取得について必要な資 金を貸付する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	
<p>生活困窮者生 活つなぎ資金 貸付</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>浜益村生活困窮者生活つなぎ資金貸付 (内容)やむを得ない事情により、生活困窮 に陥った低所得世帯に対し資金を貸付する。 ・貸付限度額 1世帯 10万円 ・償還期間 貸付日から10ヶ月以内 ・利息 無利子 ・保証人 借受人と同一市町村に居住し、か つその世帯の更生に熱意を有する者</p>	<p>北海道社会福祉協議会 及び石狩市社会福祉協 議会に同様の貸付制度 があることから、合併 時に廃止するものとす る。</p>

4 . 生活保護事務 (第 8 回現況調書 6 5、 6 6 ページ参照)

法律に基づく事務であり、 3 市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市に合わせるものとする。

5 . その他社会福祉関係事務 (第 8 回現況調書 6 7 ~ 8 3 ページ参照)

3 市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。